

議員提出議案第17号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び芦屋市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和8年6月5日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会  
委員長 岩岡 りょうすけ

提案理由

市職員の産前休暇の取得可能期間に鑑み、議員が出産のため会議に出席できない場合において、欠席の期間を明らかにして欠席届を提出できる期間を改めるため、この規則を制定しようとするもの。

## 芦屋市議会規則第 号

### 芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則

芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠席等の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の <u>8週間</u> (多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	(欠席等の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の <u>6週間</u> (多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

### 附 則

この規則は、令和8年6月5日から施行する。